

「新型インフルエンザワクチン接種の進め方について（第1次案）」に対するご意見の概要

「新型インフルエンザワクチン接種の進め方について（第1次案）」について、平成20年9月29日から平成20年10月28日まで電子政府の総合窓口[e-Gov]への掲載を通じてご意見を募集したところ、72件のご意見をいただきました。

ご意見の概要は、以下のとおりです。

該当部分	ご意見の概要
1 はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民全員分のプレパンデミックワクチンを国が製造・備蓄し、希望者に接種する体制を整備すべき。希望者が自費で接種する仕組みでもよい。 ○ プレパンデミックワクチンの備蓄量を各種類で1,000万人に限定した理由を明らかにすべき。 ○ 被害想定が甘すぎるのではないか。(国民の25%が罹患するという想定ではなく、全国民が罹患することを想定して計画を策定すべき。欠勤率40%の想定は低い。) ○ ワクチンの接種目的は「国民の生命を守ること」を第一に考えるべき。
2 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ プレパンデミックワクチンの接種については賛否両論があることから、国民が判断するために、安全性に関する研究結果等の情報を十分に公開してほしい。 ○ プレパンデミックワクチンの接種対象の選定より、パンデミックワクチンの製造能力の強化に注力すべき。 ○ ワクチンの製造能力強化のために、海外メーカーを含めて検討すべき。 ○ ワクチンの接種順位を検討するより、抗インフルエンザウイルス薬を国民全員分備蓄すべき。(また、抗インフルエンザウイルス薬を自費で備蓄可能な仕組みにすべき。) ○ プレパンデミックワクチンが無効だった場合を考慮し、社会機能維持者等への抗インフルエンザウイルス薬の投与を含めた検討をすべき。 ○ プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの接種順位は分けて検討すべき。 ○ ヒト-ヒト感染をしていないH5N1ウイルスを元に製造したワクチンの効果は疑問。ワクチンのみにとられず、総括的な対策を推進してほしい。 ○ 医療従事者等に対するワクチンの先行接種によって、社会機能の維持ができるのか疑問である。

該当部分	ご意見の概要
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会機能の維持に関わる事業者に該当する職種であっても、ワクチンの接種は企業による強制ではなく、個人の意思を尊重して欲しい。安全性が確認されていないワクチンの接種はしたくない。
<p>3. 先行的なワクチン接種の対象者とその接種順位</p>	
<p>(1) 新型インフルエンザワクチンの接種順位の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第1次案」に示されたカテゴリー及びそのカテゴリーに応じた接種スケジュールに基本的には賛成。 ○ 社会機能の維持に関わる業種・職種に含まれる具体的な対象者を明確にすべき。また、対象者の詳細（サプライチェーンの業種・職種等）や配布方法等を明確化すべき。 ○ 医療従事者及び社会機能の維持に関わる者の家族も接種対象とすべき。 ○ カテゴリーⅠ～Ⅲに加え、若年層をプレパンデミックワクチンの接種対象者とすべき。 ○ 新型インフルエンザのワクチン接種は人体実験に近いものではないか。まず政府関係者から接種すべき。
<p>カテゴリーⅠの業種・職種について</p>	<p><対象とすべき業種・職種> ()内は「第一次案」でのカテゴリー区分等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般の病院・診療所の医療従事者をカテゴリーⅠにすべき（感染症指定医療機関の従事者のみカテゴリーⅠ、その他の医療従事者はカテゴリーⅡ）。 ○ 感染予防には口腔内の健康と衛生維持が重要。歯科医師（カテゴリーⅡ）をカテゴリーⅠにすべき。 ○ 患者と直接接する可能性の高い地方自治体の保健部局職員等をカテゴリーⅠにすべき（保健所・地方衛生研究所等でワクチン開発・接種に関わる従事者のみカテゴリーⅠ）。 ○ 電気・水道・通信事業者等のライフライン事業者を（カテゴリーⅢ）をカテゴリーⅠにすべき。 ○ 「新型インフルエンザ対策の意思決定者」（カテゴリーⅡ）をカテゴリーⅠにすべき。 ○ 自営消防隊員をカテゴリーⅠにすべき。（消防職員は新型インフルエンザ対策に従事する者はカテゴリーⅠ） ○ 検疫集約空港勤務者全員をカテゴリーⅠにすべき。（空港勤務者のうち新型インフルエンザ対策に従事する者はカテゴリーⅠ） ○ 貨物自動車運送事業者の一部をカテゴリーⅠにすべき。（運送事業者はサプライチェーンとして対象） ○ 火葬・埋葬事業者（カテゴリーⅢ）をカテゴリーⅠにすべき。

該当部分	ご意見の概要
カテゴリーⅡの業種・職種について	<p><対象とすべき業種・職種> () 内は「第一次案」でのカテゴリー区分等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気・水道・通信事業者等のライフライン事業者（カテゴリーⅢ）をカテゴリーⅡにすべき。 ○ ライフラインの維持に関わる事業者全般（カテゴリーⅢ）をカテゴリーⅡにすべき。
カテゴリーⅢの業種・職種について	<ul style="list-style-type: none"> ○ カテゴリーⅢの中でも接種順位を決めておく必要があるのではないか。 ○ 食料品製造業者及び生活必需品・衛生用品関連業者の定義に含まれる食料品・生活必需品等の品目を追加すべき。
社会機能の維持に関わる者について	<p><現在対象となっていないが、対象とすべき業種・職種> () 内は「第一次案」でのカテゴリー区分等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家畜防疫事業者をカテゴリーⅠに加えるべき。 ○ 葬儀事業者をカテゴリーⅡ、又はⅢに加えるべき。 ○ 患者が病院に行く際、タクシーを使用する機会が多いと考えられるため、タクシーの従業員をカテゴリーⅡに加えるべき。 ○ 鉄鋼事業者を追加すべき。「社会・経済機能の破綻の防止に関わる業種・職種」として重要。 ○ 学校は感染リスクが高いため、教員を接種対象者に加えるべき。 ○ 警備業全員を対象とすべき（社会機能の維持に関わる業種に関係する場合にのみ対象としている）。 ○ ビルメンテナンス事業者を対象とすべき。 ○ 動物と接触する業種（獣医師、動物看護師、養豚業者）を対象とすべき。 ○ 冬季の発生に備えて、「道路の除雪作業員」をカテゴリーⅢに追加すべき。 ○ 血液事業に関わる者（採血事業者、血液製剤の製造販売業者等）をカテゴリーⅢに追加すべき。 <p><対象外とすべき業種・職種></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国会議員・地方議会議員（カテゴリーⅡ）を社会機能維持に関わる者として位置付ける必要はない。

該当部分	ご意見の概要
(2) 新型インフルエンザ発生前のプレパンデミックワクチンの接種	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ発生前のワクチンの事前接種は、臨床研究のみにとどめ対象者をそれ以上拡大すべきではない。 ○ プレパンデミックワクチンの性能についての説明が曖昧である。専門家を集めるなどして議論の場を設けるべき。 ○ 新型インフルエンザの発生前にプレパンデミックワクチンの接種を進めるべき。
(4) 新型インフルエンザ発生後のパンデミックワクチンの接種について	<ul style="list-style-type: none"> ○ パンデミックワクチンを短期間に接種する体制を構築すべき。 ○ ワクチン接種の具体的なスケジュールや手続きを明示すべき。 ○ パンデミックワクチンの接種順位は、病原性の相違によって複数のシナリオが必要ではないか。 ○ 人の移動・接触が密接な都市部を優先して接種すべき。 ○ 医療従事者及び社会機能を維持する者以外へのパンデミックワクチンの接種順位について <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本社会の継続性のために、子どもと若年層を接種の優先上位にすべき。 ・ 「我が国の将来を守ること」を優先させ、子どもを最優先にすべき。 ・ 社会人は新型インフルエンザの流行中も勤務を継続する必要があるため、学校閉鎖等で外出自粛できる子供より成人を優先すべき。 ・ 妊婦、乳幼児、小児、高齢者及びその家族を優先すべき。 ・ 行動制限が難しい精神障がい者に配慮すべき。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民の生命に関わる大事な事項に関し、意見募集をインターネットですることは安易すぎる。担当官が直接全国各地に説明に向くべき。 ○ プレパンデミックワクチンの接種について、自己判断できるよう、普及啓発をすべき。 ○ 新型インフルエンザ発生時にパニックにならないよう、国民への備蓄等を呼びかけるべき。 ○ 一般の職場でタミフルの備蓄を可能にするようにして欲しい。